

第13号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日

新宮町長 桐島光昭

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新宮町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新宮町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 新宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年新宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新宮町自治功労者推奨条例の一部改正)

第3条 新宮町自治功労者推奨条例（昭和40年新宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮<こ>」を「拘禁刑」に改める。

(新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和47年新宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新宮町名誉町民条例の一部改正)

第5条 新宮町名誉町民条例（昭和54年新宮町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 新宮町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年新宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられたものに係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の新宮町一般職の職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

新宮町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新宮町条例第20号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さな</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さな</p>

<p>なければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>なければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

新宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年新宮町条例第3号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

新宮町自治功労者推奨条例(昭和40年新宮町条例第11号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 町長は、自治功労者が次の各号の一に該当することとなったときは、その資格を喪失させる。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は微罪であっても破廉恥罪を犯したとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 町長は、自治功労者が次の各号の一に該当することとなったときは、その資格を喪失させる。</p> <p>(1) <u>禁錮</u><こ>以上の刑に処せられ、又は微罪であっても破廉恥罪を犯したとき。</p> <p>(2) (略)</p>

新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和47年新宮町条例第9号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員と</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員と</p>

<p>なることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>なることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	--

新宮町名誉町民条例(昭和54年新宮町条例第36号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(資格の喪失)</p> <p>第5条 名誉町民が次の各号の一に該当することとなったときは、議会の承認を経てその資格を喪失させ、名誉町民の証書及び名誉町民章を返上させる。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は微罪であつても破廉恥罪を犯したとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第5条 名誉町民が次の各号の一に該当することとなったときは、議会の承認を経てその資格を喪失させ、名誉町民の証書及び名誉町民章を返上させる。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は微罪であつても破廉恥罪を犯したとき。</p> <p>(2) (略)</p>

新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年新宮町条例第4号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が電磁的に記録された旧個人情報のファイル(一定の事務又は事業の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その職務又は業務</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が電磁的に記録された旧個人情報のファイル(一定の事務又は事業の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その職務又は業務</p>

に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。